



第2次県立特別支援学校整備計画

平成29年10月

千葉県教育委員会



千葉県マスコットキャラクター
「チーバくん」

目 次

| | | |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 計画策定の趣旨 | 2 |
| 2 | 児童生徒数の推移と今後の見通し | 4 |
| 3 | 児童生徒数の増加に伴う過密状況とこれまでの整備 | 8 |
| 4 | 課題 | 12 |
| 5 | 今後の過密状況への対応 | 14 |
| 6 | 資料編 | 17 |

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の必要性

特別支援教育は、障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を身に付けるため、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、障害による学習上や生活上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、障害により特別な支援を必要とする子どもたちが在籍する全ての学校において実施される必要があるものです。

平成19年4月に特別支援教育が学校教育法に位置づけられ、その理念が浸透していくとともに、通常^{注1}の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など連続性のある多様な学びの場の環境が整備され、一人一人の子どもがその力を発揮できる取組も充実してきました。

本県においても、通級による指導を受ける児童生徒、特別支援学級に在籍する児童生徒、特別支援学校に在学する児童生徒が増加しています。

県立特別支援学校においては、知的障害特別支援学校で、児童生徒数が急激に増加したことから教室不足の状況や施設の狭隘化等の過密状況^{注2}が続いています。

また、肢体不自由特別支援学校では、児童生徒数の増加は緩やかであったものの、障害の重度・重複化が著しく、知的障害特別支援学校と同様に過密状況が続いています。

そのため、県教育委員会では、平成23年3月に「県立特別支援学校整備計画」を策定し、新設校8校、分校2校を設置するなど過密状況への対応を進めてきました。各地域の過密状況について、現在の児童生徒数や学部、普通学級、重複学級等の構成から整理したところ、過密状況が解消または緩和が図られた地域がある一方で、引き続き、都市部を中心に対応を要する地域があると考えています。

今後、10年間を見通してみると、平成28年度現在、5,510人である県立特別支援学校の児童生徒数は、5,700人台を中心に推移し、現在の過密状況が継続するものと考えられます。

このような課題に対応するため、今後も県立特別支援学校の計画的な整備が必要な状況であることから、県立特別支援学校整備計画に続く計画として、「第2次県立特別支援学校整備計画」を策定することとしました。

(2) 計画の期間

「第2次千葉県特別支援教育推進基本計画」の計画期間に合わせ、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

(3) 計画の性格

「第2次千葉県特別支援教育推進基本計画」を踏まえた具体計画として策定するものであり、平成29年度から5年間を計画期間として推進することを基本とします。活用する予定施設のうち通学区域内の小・中学校等の活用については、市町村の協力を得ながら、具体的対応の検討が可能な状況となった時点から対応していきます。

(4) 計画の方向性

「第2次千葉県特別支援教育推進基本計画」では、特別支援学校の整備について、その目指す姿として「特別支援学校の児童生徒数増加に伴う教室の不足や狭隘化等の過密状況への対応が進むとともに、障害の特性に応じた適切な教育環境の整備が進んでいる」とされています。この姿を目指し、「県立特別支援学校整備計画」等により過密状況への対応を進めていくこととしています。

この方向性を踏まえ、「県立特別支援学校整備計画」に続く計画を策定し、「第2次千葉県特別支援教育推進基本計画」と合わせ、千葉県の特別支援教育の更なる充実を図ることとしました。

過密状況にある地域の知的障害特別支援学校及び肢体不自由特別支援学校への対応を計画的に進めていきます。

注1 特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

平成19年4月から「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援を更に充実していくこととなっている。

特別支援学校は、学校教育法第72条の規定により、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている。

注2 過密状況

児童生徒数の増加に伴い、教室不足や施設の狭隘化が生じている状況。

2 児童生徒数の推移と今後の見通し

(1) これまでの児童生徒数の推移

県立特別支援学校の児童生徒数は、次ページの図1のとおり、平成18年度からの10年間で、1,497人増加し、平成28年度は5,510人（平成18年度の約1.4倍）となっています。増加の内訳を障害種別で見ると、知的障害特別支援学校の児童生徒が約99%とほとんどを占めています。

一方、肢体不自由特別支援学校においては増加（約1.1倍）、聴覚障害特別支援学校はほぼ横ばい、視覚障害特別支援学校及び病弱特別支援学校は減少しています。

知的障害特別支援学校の児童生徒数は、つくばエクスプレス、総武線、東葉高速鉄道等の沿線や東京湾アクアラインの着岸地域の宅地開発など、人口流入の要因がある千葉・葛南地域、東葛飾地域、南房総地域の一部で増加傾向にあります。

(2) 今後の児童生徒数の見通し

児童生徒数の今後の見通しについて、平成23年度から28年度までの推移の平均を基に推計したところ、図1の右側の推計部分のようになりました。

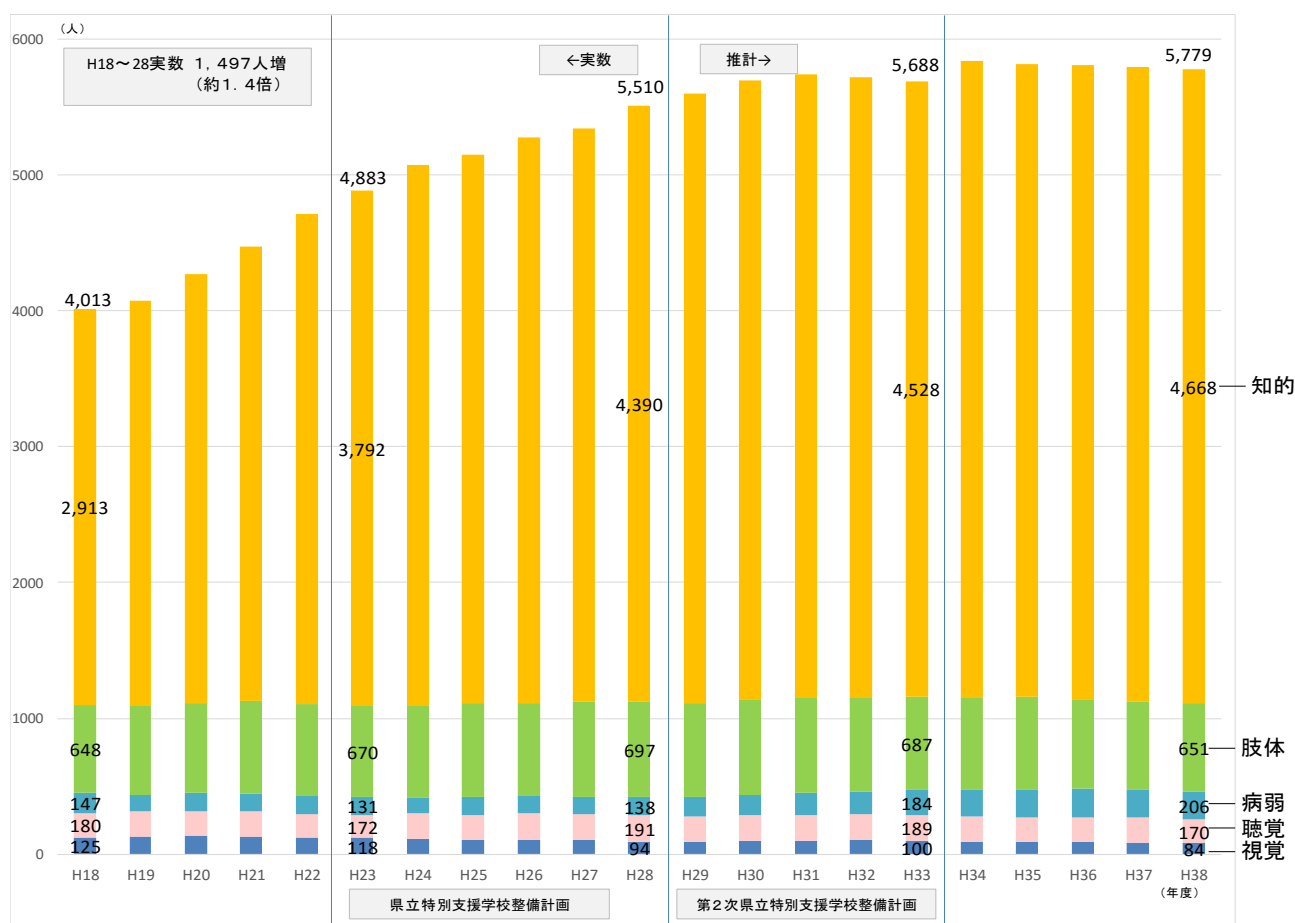
平成28年度の児童生徒数は5,510人であり、5年後の平成33年度には、5,688人の見通しです。

このうち知的障害特別支援学校の児童生徒数は、平成28年度が4,390人であり、平成33年度は4,528人と138人増加、肢体不自由特別支援学校の児童生徒数は、平成28年度が697人であり、平成33年度は687人と10人減少となる見通しです。

10年後の平成38年度は県立特別支援学校全体の児童生徒数は5,779人になり、平成28年度から269人増加すると推計していますが、今後、インクルーシブ教育システム^{注3}の浸透による変化や、新規の宅地開発等による人口流入などにより状況が変化していく可能性もあります。

平成18年度から28年度までの1,497人増加に比べ、増加幅の小さい推計となりますが、推計の参考とした平成23年度から28年度までの627人の増加が、その前の平成18年度から23年度までの870人の増加に比べ、増加が落ち着いた傾向となっていることや特別支援学校の対象となる年齢の人口減少傾向にあることが増加幅の減少の要因となっています。

(図 1) 県立特別支援学校の障害種別児童生徒数の推移と今後の推計



推計の方法

特別支援学校児童生徒の入学時の年齢人口に占める割合の過去5年間の平均と就学前人口からの年次進行で小学部1年生の児童数を算出し、他の学年について各学年が進級する際の増減率の過去5年間の平均を乗じて推計した。

児童生徒数は学校基本調査、年齢人口は千葉県年齢別・町丁字別人口を使用。

注3 インクルーシブ教育システム

平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の第24条によると、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある者が、その能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであるとしている。そのため、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において、無償の初等教育が受けられること、中等教育の機会が与えられること、個人に必要とされる合理的配慮が提供されること等を求めている。

(3) 児童生徒数の増加の主な背景

小学校、中学校、高等学校の児童生徒数が減少する中、知的障害特別支援学校^{注4}の児童生徒数が増加している状況には、次のような要因があると考えます。

①特別支援教育に関する理解の浸透

特別支援学校を始めとして、小・中学校等がこれまで特別支援教育の体制整備を行ってきたことにより、発達障害も含めた障害のある幼児児童生徒及びその保護者に、特別支援教育に関する理解が浸透してきていること。

②特別支援学校の専門性への評価や期待の高まり

これまで実施してきた一人一人に合わせたきめ細やかな教育や職業的自立に向けた就労支援についての専門的取組や成果が、児童生徒やその保護者に評価され、その期待が高まっていること。

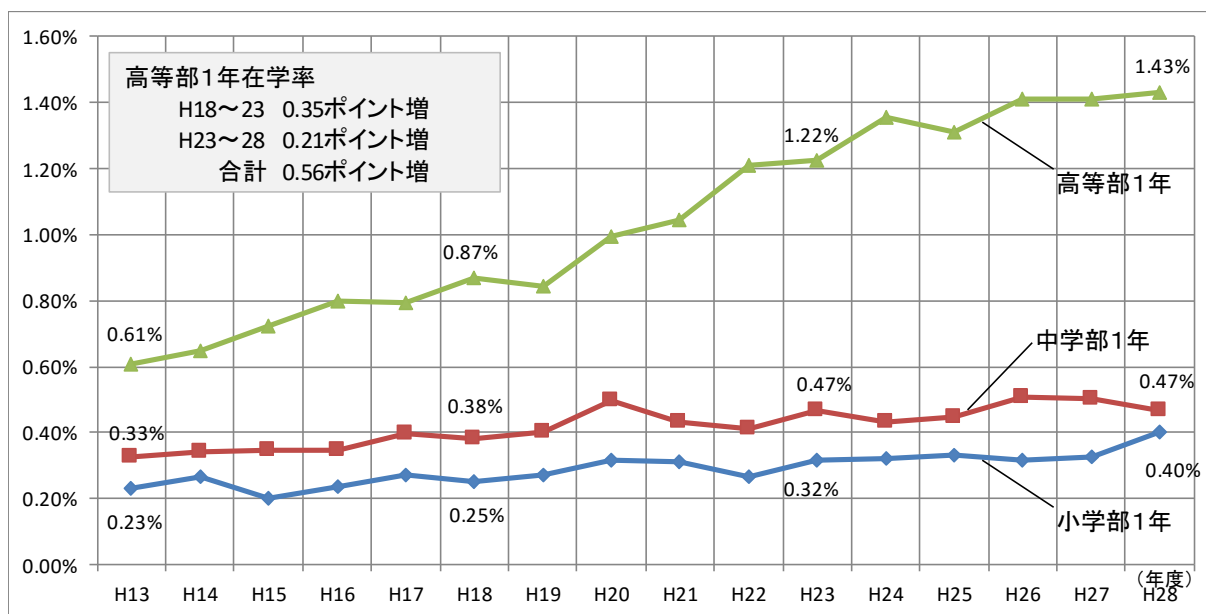
①、②のような要因から年齢人口に対する特別支援学校在学率も増加してきました。図2は、本県の年齢人口に対する県立知的障害特別支援学校の各学部1年生の在学率を集計したものです。

高等部1年の在学率が小・中学部に比べて高いのは、小・中学校の特別支援学級の児童生徒の多くが高等部段階で特別支援学校に入学するためです。

高等部1年の在学率は、特別支援教育が学校教育法に位置づけられた平成19年前後の平成18年度から23年度では、0.35ポイント上昇し、続く平成23年度から28年度では、0.21ポイント上昇しており、10年間の合計で、0.56ポイントの上昇となります。

小・中学部の1年の在学率は、変動しながら推移していますが、平成18年度から28年度までの10年間では、小学部1年で0.15ポイント、中学部1年で0.09ポイントの上昇と微増しています。

(図2) 県立知的障害特別支援学校の各学部1年の年齢人口に対する在学率



注4 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が、平成21年度研究成果報告書「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校に在籍する児童生徒の増加の実態と教育的対応に関する研究」で、都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会に対して行ったアンケート結果について、想定される増加要因を次のように報告している。

「特別支援教育に関する理解の浸透」(52件)

「特別支援学校への評価・期待」(45件)

「特別支援学級の増加」(34件)

「医療の進歩」(23件)

「その他」(14件)

3 児童生徒数の増加に伴う過密状況とこれまでの整備

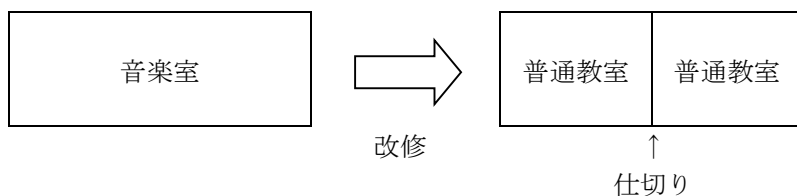
(1) 知的障害特別支援学校の状況

本県の県立知的障害特別支援学校の多くは、昭和54年度の養護学校義務制の実施に合わせ、昭和50年代に設置された学校です。小学部、中学部及び高等部を設置し、1校当たり100人から150人程度の規模を想定している場合が多くなっています。

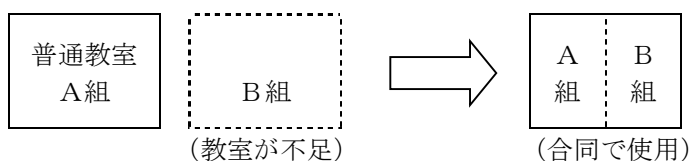
知的障害特別支援学校全体の児童生徒数は、平成3年度から18歳未満人口の減少に合わせ、小学校、中学校や高等学校とともに、減少傾向にありましたが、平成8年度以降、増加傾向が続いています。

教室不足の生じている学校の中には、音楽室や図書室などの特別教室等を普通教室に転用したり、1つの教室を複数の学級で合同使用したりするなどの工夫をして対応している学校もある状況です。

注5 特別教室の転用の例



注6 教室の合同使用の例



(2) 肢体不自由特別支援学校の状況

本県の県立肢体不自由特別支援学校では、昭和54年度の養護学校義務制実施の頃には、重複学級の割合が2割弱でしたが、重度・重複障害のある児童生徒が増加し、平成28年度現在は、8割弱が重複学級^{注7}に在籍しています。重複学級は、1学級の編制人数が普通学級に比べ少ないため、より多くの教室が必要^{注8}です。

また、マット等に横臥して行う自立活動や日常生活の指導のためのスペース、大型化・多機能化する車椅子や姿勢保持用の補助具を用いるためのスペースが必要となり、教室や廊下等、施設が著しく狭隘化しています。

さらに、近年の医学の進歩に伴い、障害が重度である児童生徒も、さまざまな医学的支援を受けて、学校に通学することができるようになりました。特別支援学校において、経管栄養、たんの吸引といった医療的ケア^{注9}を必要とする児童生徒も増加しており、その約6割が肢体不自由特別支援学校に在学しています。

注7 重複障害者の占める割合（平成28年度）

知的障害特別支援学校と肢体不自由特別支援学校を比較すると以下ようになる。

| | |
|-------------|------|
| 知的障害特別支援学校 | 約15% |
| 肢体不自由特別支援学校 | 約76% |

専門学科単独校（市川大野高等学園、流山高等学園）を除く。

注8 特別支援学校の学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」と「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」で、その標準が次のように示されている。

| | 単一障害者の場合 (普通学級) | 重複障害者の場合 (重複学級) |
|-----|--------------------|--------------------|
| 小学部 | 6人 | 3人 |
| 中学部 | 6人 | 3人 |
| 高等部 | 8人 | 3人 |

例) 小・中学部で、学年に12人在籍している場合の学級編制

| | | | | | |
|------------------|-----|--------|--------|-----|-----|
| ①単一障害者 12人が在籍 | 2教室 | 1組 | 2組 | | |
| | | ○○○○○○ | ○○○○○○ | | |
| ②重複障害者 12人が在籍 | 4教室 | 1組 | 2組 | 3組 | 4組 |
| | | ○○○ | ○○○ | ○○○ | ○○○ |

注9 医療的ケア

介護福祉士法と「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について（通知）」（平成23年12月20日 文部科学省）に基づき特別支援学校、幼小中高等学校等で行われるたんの吸引等の特定行為及び特定行為以外の医行為を指す。千葉県では、特別支援学校における医療的ケアについては、「千葉県立特別支援学校における医療的ケアガイドライン」で詳細を定めている。

(3) 県立特別支援学校整備計画による整備状況

「県立特別支援学校整備計画」では、過密状況への対応が急務であることを踏まえ、既存の学校の校舎の増築のほかに、使用しなくなった県立高等学校の校舎や、市町村の協力を得て、使用しなくなった市町村立小・中学校等の校舎を活用し、バリアフリー等に配慮した整備を行った上で、新たな特別支援学校を開校しました。既存施設の活用により、迅速で大きな規模の対応が可能となりました。

整備をした校数としては、平成29年4月に開校した栄特別支援学校を含め、新設校8校、分校2校を新たに設置し、1校で増築を行いました。(表1)

これらの整備により、1,240人程度の児童生徒が受入可能となり、東上総地域のように過密状況の解消が図られた地域もあります。今後、新設校への就学が進むことにより、緩和していく地域もあり、特に北総地域では大幅な緩和につながると見込まれます。

さらに、時代のニーズを踏まえ、知的障害が比較的軽度である生徒の職業的自立を目指す高等部専門学科、高等部普通科職業コースも設置しました。このことにより、中学校の特別支援学級から特別支援学校の高等部に進学する生徒数の増加傾向に対応しました。



【旧県立高等学校の校舎を活用した新設校】



【旧市立小学校の校舎を活用した新設校】



【高等部専門学科の実習室】

(表1) 県立特別支援学校整備計画に基づく整備

| 年度 | 学校名 | 学校種等 | 規模 | 所在地域 | 備考 |
|------|--------------------|---|-------------|-------|--|
| 24年度 | 特別支援学校 市川大野高等学園 | 知的障害 高等部 専門学科 | 288人 | 千葉・葛南 | 旧県立高等学校校舎を 活用 |
| | 印旛特別支援学校 さくら分校 | 知的障害 高等部 普通科職業 コース | 48人 | 北総 | 県立佐倉南高等学校内 に分校を設置 |
| 25年度 | 安房特別支援学校 館山豊分校 | 知的障害 高等部 普通科職業 コース | 24人 | 南房総 | 旧県立館山豊学校教室 を活用 |
| 26年度 | 野田特別支援学校 (増築) | 知的障害 小・中・ 高等部 | 96人 | 東葛飾 | 校舎増築 |
| | 湖北特別支援学校 | 知的障害 高等部 普通科 高等部 専門学科 | 142人 48人 | 東葛飾 | 旧県立高等学校校舎を 活用、我孫子特別支援 学校高等部を移転 (27年度設置) |
| 27年度 | 習志野特別支援学校 | 知的障害 小学部 | 42人 | 千葉・葛南 | 旧習志野市立幼稚園 園舎を活用、八千代 特別支援学校の学区を 分離 |
| | 船橋夏見特別支援学校 | 肢体不自由 中・高等部 | 83人 | 千葉・葛南 | 旧県立高等学校校舎を 活用、船橋特別支援 学校中学部・高等部を 移転 |
| | 矢切特別支援学校 | 知的障害 小・中・ 高等部 | 180人 | 東葛飾 | 旧県立高等学校校舎を 活用、つくし特別支援 学校の学区を分離 |
| | 飯高特別支援学校 | 知的障害 小・中・ 高等部 | 42人 | 北総 | 旧匝瑳市立小学校校舎 を活用、香取・八日市 市場特別支援学校の学区 を分離 |
| | 大網白里特別支援学校 | 知的障害 小・中・ 高等部 普通科 高等部 普通科職業 コース | 114人 24人 | 東上総 | 旧県立高等学校校舎を 活用、東金・長生特別 支援学校の学区を分離 |
| 29年度 | 栄特別支援学校 | 知的障害 小・中・ 高等部 | 109人 | 北総 | 旧栄町立中学校校舎を 活用、印旛・富里特別 支援学校の学区を分離 |
| 合計 | | | 1,240人 | | |

4 課題

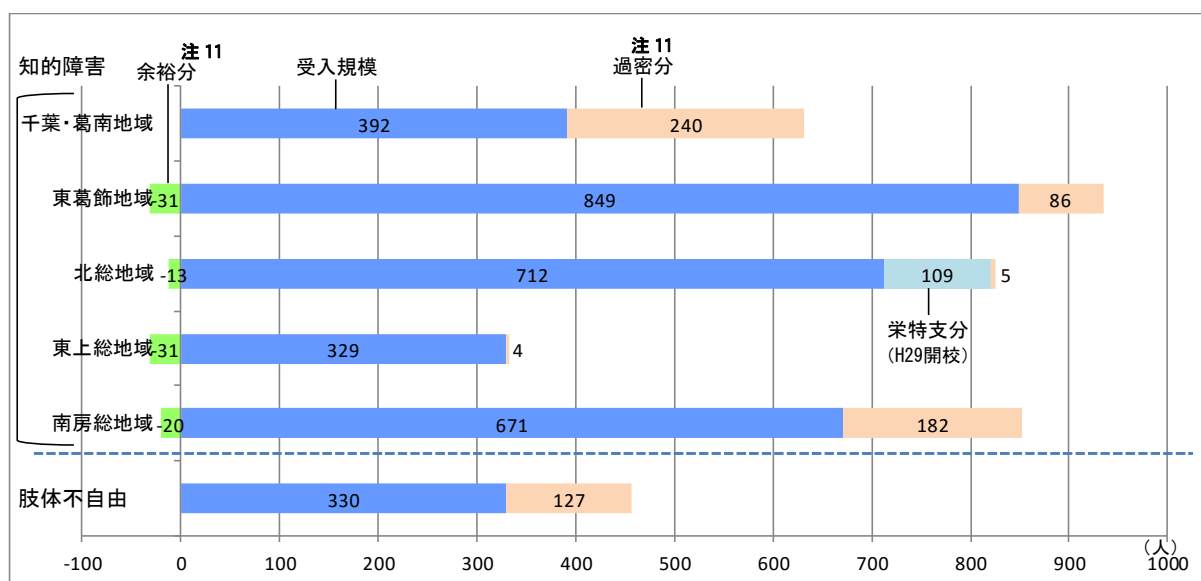
県教育委員会ではこれまで、新設校、分校の設置、校舎の増築等により県立特別支援学校の児童生徒数の増加に伴う教室不足や施設の狭隘化といった過密状況への対応に努めてきました。

知的障害特別支援学校においては、北総地域や東上総地域について、これまでの整備や平成29年4月に開校した栄特別支援学校による109人程度の対応により、過密状況が解消もしくは緩和していく地域ととらえています。

一方、引き続き、過密状況への対応を要する地域もあり、平成28年度現在、千葉・葛南地域の240人(推計)、東葛飾地域の86人(推計)、南房総地域の182人(推計)を合わせて、508人(推計)の対応が必要です。

肢体不自由特別支援学校においては、127人(推計)の対応が必要であり、平成28年度現在、知的障害特別支援学校と肢体不自由特別支援学校を合わせ、635人(推計)の対応が必要です。

注10
(図3) 県立知的障害及び肢体不自由特別支援学校の受入規模と過密状況 (平成28年度)



注12
※新設校及び新設校の学部分離校を除く

平成28年度から33年度までの児童生徒数の推移は、知的障害特別支援学校で、138人増加、肢体不自由特別支援学校で、10人減少と推計しており、平成33年度時点では、知的障害特別支援学校で、646人(推計)、肢体不自由特別支援学校で、117人(推計)、合わせて763人(推計)の対応が必要になると見込まれます。

今後の知的障害と肢体不自由の児童生徒数の推移は、平成23年度から28年度までの5年間の625人の増加と比較すると、その伸びが鈍化するものと予測していますが、対応を要する地域においては、宅地開発等の人口流入も見込まれることから、過密状況への対応にあたっては、今後の増加分も見込んだ対応に努める必要があります。

注10 受入規模

特別支援学校の設立当初又は増築時の普通教室数と、現在の児童生徒構成における小学部、中学部及び高等部の割合、普通学級及び重複学級の割合から想定した受入人数

注11 過密分・余裕分

過密分：現在(平成28年度)、児童生徒数(院内学級等を除く)が受入規模を上回っている人数。

余裕分：現在(平成28年度)、児童生徒数(院内学級等を除く)が受入規模を下回っている人数。

注12 新設校及び新設校の学部分離校を除く

本計画における過密状況の把握において、県立特別支援学校整備計画の期間中の新設校については、将来的な増加を見込んだ受入規模となっているため、過密分・余裕分の算定から除いた。

該当する新設校は、習志野、市川大野、船橋・船橋夏見、矢切、我孫子・湖北、飯高、大網白里の9校である。学部分離を行った船橋と船橋夏見、我孫子と湖北は一体として扱った。

5 今後の過密状況への対応

(1) 対応の方針

過密状況の著しい知的障害特別支援学校と肢体不自由特別支援学校については、現在の状況と今後の増加見込みを考慮して対応します。整備手法としては、県立学校及び市町村立学校の転用可能な校地・校舎等の活用や、校舎の増築などの施設整備に努めます。また、必要に応じ通学区域の調整についても検討します。

なお、各特別支援学校の状況やインクルーシブ教育システムの浸透による変化、対象年齢人口の減少等の学校を取り巻く状況、児童生徒数の推移について、引き続き注視し、必要な対応に努めます。

(2) 具体的対応

学校の新設や増築などの施設整備については、各地域の過密状況を踏まえ、検討を終えたものから、順次、対応し、613人(推計)の受け入れを目指します。

活用する予定施設のうち通学区域内の小・中学校等の活用については、市町村の協力を得ながら、具体的対応の検討が可能な状況となった時点から対応していきます。

また、通学区域の調整については、児童生徒数の推移や地域の特別支援学校の状況を確認しながら、これまで整備してきた新設校等の活用を中心に検討します。

通学区域の調整においては、150人(推計)の対応が見込まれ、学校の新設や増築等の対応と合わせて、763人(推計)の対応となります。(表2)

(表2) 第2次県立特別支援学校整備計画における対応予定

①施設整備による対応

(○:新設校等、□:増築)

| 障害種別 | 地域 | 活用する予定施設等と設置する規模(人) | 設置形態 | 設置学部 | 対象校 | |
|------|-------|------------------------|------|------------------|-------|-----------|
| 知的障害 | 千葉・葛南 | 学区内の小・中学校等の使用しなくなる校舎等 | 130 | ○新設校等 | 小・中・高 | 八千代 千葉 |
| | | 市川特別支援学校 | 30 | □増築 | 小・中・高 | 市川 |
| | | 学区内の小・中学校等の使用しなくなる校舎等 | 100 | ○新設校等 | 小・中・高 | 市川 |
| | 東葛飾 | 特別支援学校流山高等学園第2キャンパス運動場 | 120 | ○新設校等 (学部の分離) | 高 | 柏 |
| | 南房総 | 君津特別支援学校 | 20 | □増築 | 小・中・高 | 君津 |
| | | 学区内の小・中学校等の使用しなくなる校舎等 | 100 | ○新設校等 (学部の分離) | 小 | 君津 |
| | | 市原特別支援学校 | 56 | □増築 | 小・中・高 | 市原 |
| | 肢体不自由 | 桜が丘特別支援学校 | 57 | □増築 | 小・中・高 | 桜が丘 |
| 小計 | | 613 | | | | |

②通学区域の調整による対応

| | | | | |
|------------------------------|-----|--|-------|----------------|
| これまで整備してきた新設校等の活用を中心に通学区域を調整 | 150 | | 小・中・高 | 市川 市原 松戸 |
| 合計(①+②) | 763 | | | |

6 資料編

- (1) 県立特別支援学校一覧
- (2) 県の諸計画における過密状況への対応に関する取組(関連部分)
 - ① 千葉県総合計画「次世代への飛躍 輝け!ちば元気プラン」(千葉県)
 - ② 新 みんなで取り組む「教育立県ちば」プラン(千葉県/千葉県教育委員会)
 - ③ 第2次千葉県特別支援教育推進基本計画(千葉県教育委員会)
- (3) 県立知的障害特別支援学校 学部別児童生徒数の推移
- (4) 県立知的障害特別支援学校 教育事務所別児童生徒数の推移
- (5) 公立小・中学校 特別支援学級の児童生徒数の推移
- (6) 肢体不自由特別支援学校における重複障害児童生徒数の推移

(1) 県立特別支援学校一覧 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

本計画では、県立特別支援学校(36校)について、次のように整理しています。

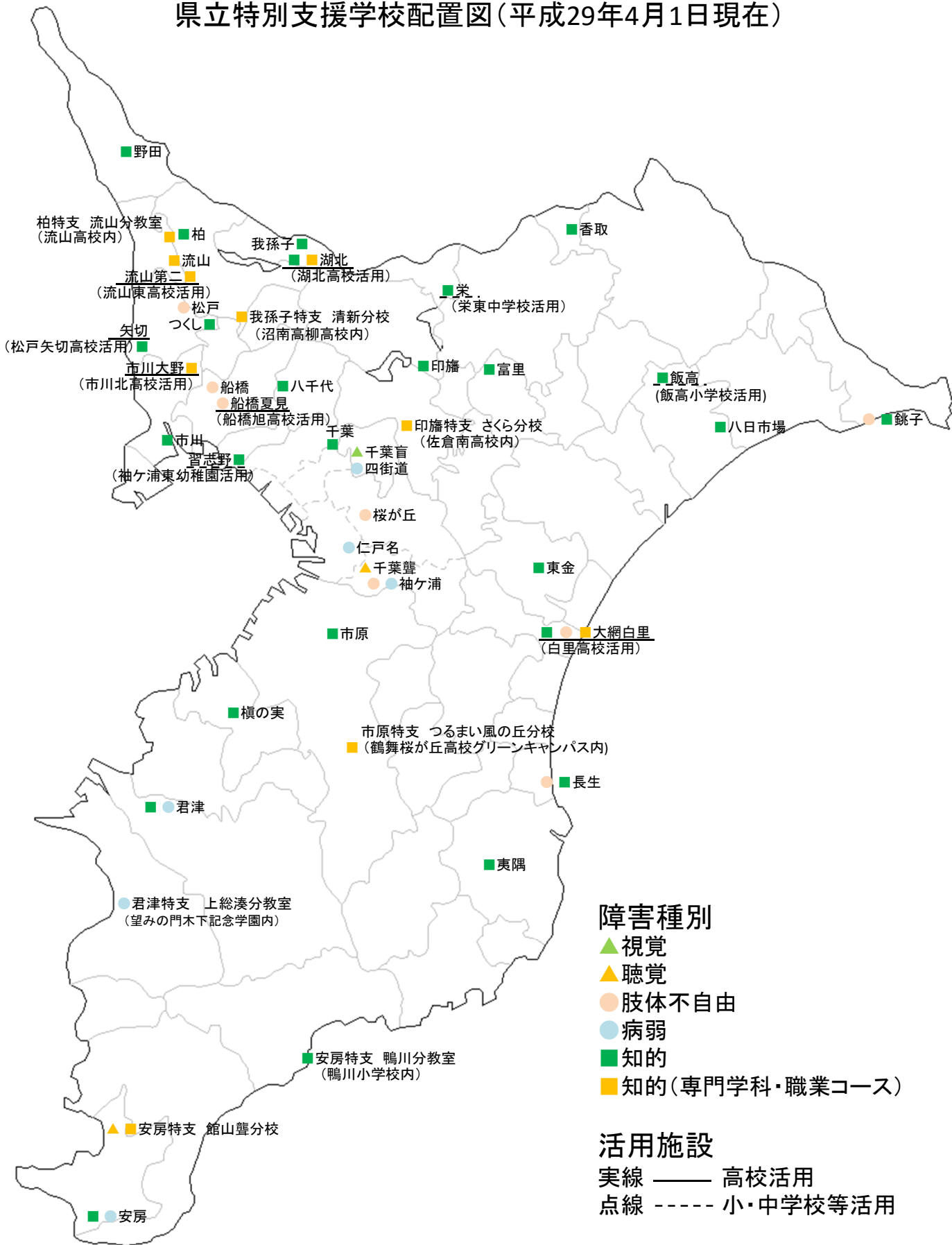
| 学校種・地域 | 学校名 |
|---------------------|---|
| 視覚障害特別支援学校 (1校) | 千葉盲学校 |
| 聴覚障害特別支援学校 (1校) | 千葉聾学校 (安房特別支援学校館山聾分校幼稚部を含む) |
| 知的障害特別支援学校 (27校) | |
| 千葉・葛南地域 (5校) | 千葉特別支援学校 八千代特別支援学校 習志野特別支援学校 市川特別支援学校 特別支援学校市川大野高等学園(専門学科) |
| 東葛飾地域 (7校) | つくし特別支援学校 矢切特別支援学校 柏特別支援学校(流山分教室を含む) 特別支援学校流山高等学園(専門学科) 野田特別支援学校 我孫子特別支援学校(清新分校を含む) 湖北特別支援学校(一部、専門学科) |
| 北総地域 (7校) | 印旛特別支援学校(さくら分校を含む) 富里特別支援学校 栄特別支援学校 香取特別支援学校 銚子特別支援学校 八日市場特別支援学校 飯高特別支援学校 |
| 東上総地域 (4校) | 東金特別支援学校 大網白里特別支援学校 長生特別支援学校 夷隅特別支援学校 |
| 南房総地域 (4校) | 安房特別支援学校(鴨川分教室、館山聾分校高等部を含む) 君津特別支援学校 槇の実特別支援学校 市原特別支援学校(つるまい風の丘分校(専門学科)を含む) |
| 肢体不自由特別支援学校 (5校) | 桜が丘特別支援学校 袖ヶ浦特別支援学校 船橋特別支援学校 船橋夏見特別支援学校 松戸特別支援学校 |
| 病弱特別支援学校 (2校) | 仁戸名特別支援学校 四街道特別支援学校 (君津特別支援学校上総湊分教室を含む) |

※銚子特別支援学校と長生特別支援学校は知的障害者と肢体不自由者、安房特別支援学校と君津特別支援学校は知的障害者と病弱者を教育する学校であるが、いずれの学校でも知的障害のある児童生徒数の方が多いことから、知的障害特別支援学校に分類している。

※安房特別支援学校館山聾分校については、幼稚部を聴覚障害、高等部を知的障害に分類している。

※袖ヶ浦特別支援学校は、肢体不自由者と病弱者を教育する学校であるが、肢体不自由のある児童生徒数の方が多いことから、肢体不自由特別支援学校に分類している。

県立特別支援学校配置図(平成29年4月1日現在)



(2) 県の諸計画における過密状況への対応に関する取組（関連部分）

① 千葉県総合計画「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」（千葉県）

千葉県総合計画「新 輝け！ちば元気プラン」を改定し、平成32年度の千葉県の目指す姿の実現に向けた総仕上げとして、平成29年度から4年間で取り組む政策・施策。

第3章 重点的な施策・取組（実施計画編）

第2節 施策の内容

Ⅱ 千葉の未来を担う子どもの育成

2 世界に通じ未来支える人づくり

② ちばのポテンシャルを生かした教育立県の土台づくり

【目標】

千葉県のポテンシャルを最大限に活用し、知・徳・体のバランスの取れた元気な人材を育てる教育環境、すなわち「教育立県ちば」の土台をつくります。

【主な取組】

5 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

特別支援学校の過密状況への対応を計画的に進めるとともに、障害のある児童生徒が適切な環境で学習できるようにするための環境整備や、多様な教育的ニーズに対応するための機能の充実に努めます。

さらに、障害のある生徒の学校卒業後のくらしが豊かなものとなるよう、福祉や医療、労働関係機関と連携し、地域資源を活用した支援や、中学校や高等学校に在学している障害のある生徒のキャリア教育、特別支援学校高等部の職業教育の充実に努めるとともに、就職を目指す特別支援学校生徒を対象に、企業等での実習による職業訓練を行います。

加えて、特別支援教育に関わる教員の専門性の向上のため、特別支援学校教諭免許状の取得や、特別支援教育に関する研修の充実に努めます。

② 新 みんなで取り組む「教育立県ちば」プラン（千葉県／千葉県教育委員会）

第2期千葉県教育振興基本計画として平成27年3月策定。10年後を展望し、今後5年間に実施する重点的・計画的な取組。計画期間は平成27～31年度

第3章 施策の方向と5年間に実施する重点的な取組

Ⅱ ちばのポテンシャル（潜在能力）を生かした教育立県の土台づくり

施策10 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

【5年間に実施する重点的な取組】

（3）特別支援学校の整備と機能の充実

特別支援学校に通学を希望する児童生徒の急増により、特別支援学校の過密化の解消が喫緊の課題となっています。高等学校や小・中学校等の校舎の活用も検討しながら、特別支援学校の新設や校舎の増築などにより過密化の解消を図っていきます。

【実施する主な取組】

○特別支援学校の計画的な整備

過密化の状況、緊急性、児童生徒数の動向、通学の利便性向上などを踏まえ、「県立特別支援学校整備計画」等により、計画的に整備を進めていきます。

③ 第2次千葉県特別支援教育推進基本計画（千葉県教育委員会）

千葉県の特別支援教育に関する総合的な基本計画。

計画期間は平成29～33年度

Ⅲ 特別支援学校の整備と機能の充実

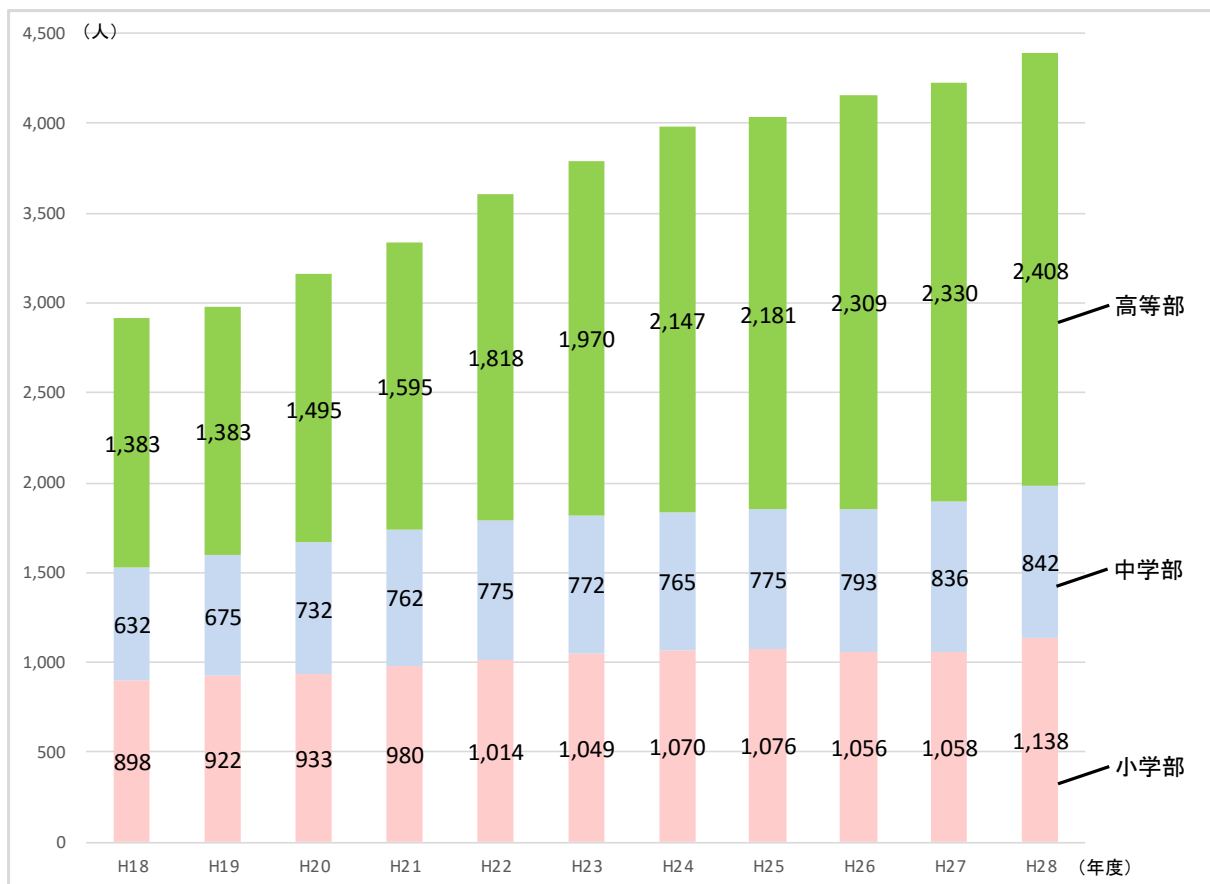
【主な取組1 特別支援学校の計画的な整備】

〔重点Ⅲ 取組1－①〕

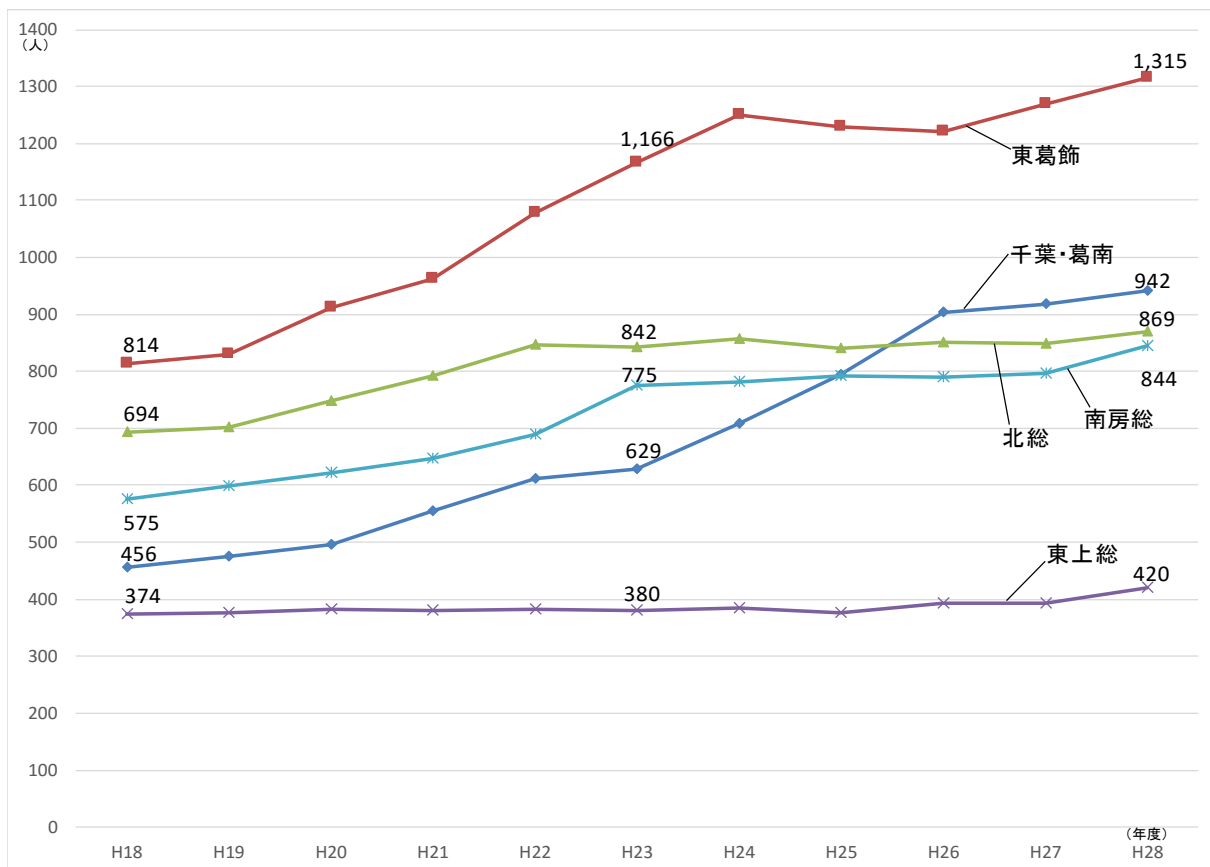
今後も、過密状況への対応を必要とする地域があり、県立特別支援学校整備計画による今後の整備の方向性を検討し、過密状況への対応を進めます。

千葉・葛南地域、東葛飾地域、南房総地域の東京湾アクアライン着岸地域周辺の過密状況の著しい知的障害特別支援学校と肢体不自由特別支援学校について、「第2次県立特別支援学校整備計画」に基づき、特別支援学校の新設を含めた整備を行い、計画的に対応を進めていきます。

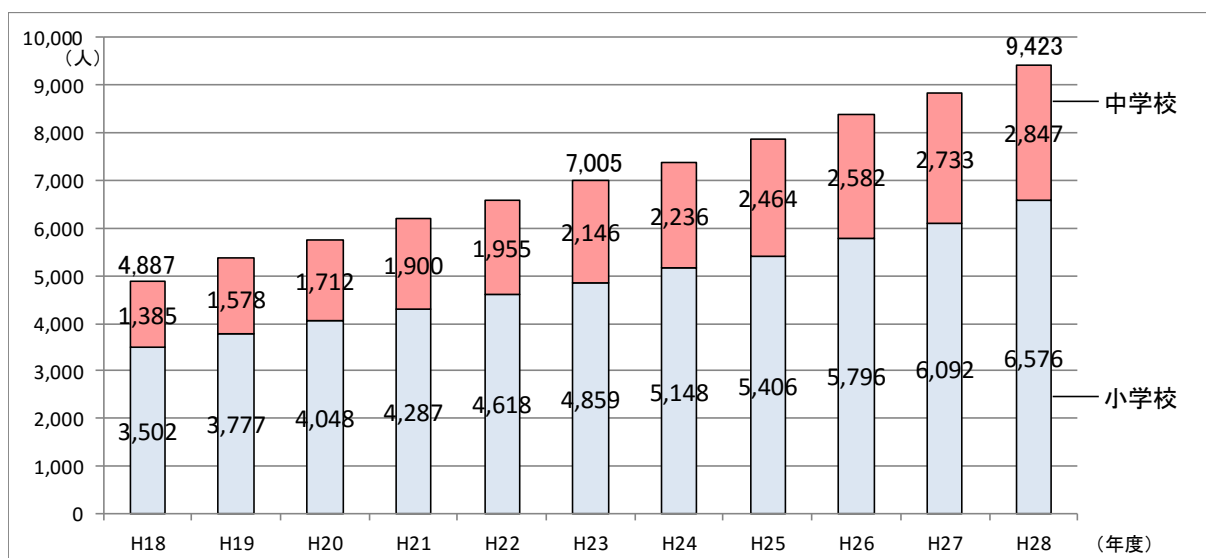
(3) 県立知的障害特別支援学校 学部別児童生徒数の推移



(4) 県立知的障害特別支援学校 教育事務所別児童生徒数の推移



(5) 公立小・中学校 特別支援学級の児童生徒数の推移



(6) 肢体不自由特別支援学校における重複障害児童生徒数の推移

(人)

| 学級 | 年度 | 昭和55年 | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成28年 |
|--------|----|-------|-------|------|------|-------|-------|-------|-------|
| 普通学級 | | 576 | 347 | 274 | 265 | 266 | 297 | 266 | 201 |
| 重複学級 | | 121 | 436 | 529 | 498 | 508 | 540 | 612 | 620 |
| 割合 (%) | | 17.4 | 55.7 | 65.9 | 65.3 | 65.6 | 64.5 | 69.7 | 75.5 |
| 計 | | 697 | 783 | 803 | 763 | 774 | 837 | 878 | 821 |

第2次県立特別支援学校整備計画

平成29年10月

編集・発行／千葉県教育委員会
(企画管理部県立学校改革推進課)

〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1

電話 043-223-4079